

平成 28 年第 10 回西予市教育委員会定例会 会議録

I 開会の月日及び場所

平成 28 年 10 月 28 日 (金)

西予市教育保健センター 2 階 集団指導室

II 定数

5 人

III 出席者

教育長 保木 俊司

委員 平岡 長治

委員 山本 恵子

委員 上甲 和博

委員 樋口 美和

IV 欠席者

なし

V 議事に出席した公務員の職氏名

教育部長 松川 伸二

学校教育課長 禰川 桂一

文化体育振興課長 土居 眞二

野村教育課長 岡上 昌造

三瓶教育課長 三好 栄二

教育総務課主任 片山 裕介

教育総務課長 沖村 智

生涯学習課長 中須賀敏幸

明浜教育課長 佐藤 俊治

城川教育課長 塩崎ひとみ

教育総務課長補佐 上口 等

学校教育課主事 竹本 明人

VI 会議の概要

1 開会

教育長 午後 1 時 30 分開会を宣する。

2 会議録の承認

教育長 第 9 回教育委員会定例会会議録について意見を求める。

全委員 意見なし。

教育長 第 9 回教育委員会定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

教育長 第 9 回教育委員会定例会会議録を承認する旨宣する。

3 行事報告及び行事予定について

- 教育長 10月行事について報告する。
- 教育長 その他、10月行事及び11月行事予定について報告を求める。
- 教育総務課長 10月行事及び11月行事予定について報告する。
- 教育長 10月行事及び11月行事予定について意見を求める。
- 平岡委員 11月の乙亥大相撲に教育委員は出席するのか問う。
- 野村教育課長 出席していただきたい旨答える。
- 教育長 第11回教育委員会定例会の開催日程について提案を求める。
- 教育総務課長 平成28年第11回教育委員会定例会を11月28日(月)午後1時30分から開会する旨提案する。
- 教育長 開会時間を午後3時からに変更することについて問う。
- 全委員 承諾する。
- 教育長 平成28年第11回教育委員会定例会を11月28日(月)午後3時に開会する旨宣する。

4 案件

- 承認第10号 専決処分第10号の承認について
- 教育長 事務局の説明を求める。
- 学校教育課長 平成28年度西予市要保護及び準要保護児童生徒の認定について説明する。
- 教育長 専決処分について意見を求める。
- 全委員 特になし。
- 教育長 専決処分の承認について諮る。
- 全委員 異議ない旨答える。
- 教育長 審議の結果、承認する旨宣する。
- 議案第66号 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について
- 教育長 事務局の説明を求める。
- 学校教育課長 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について説明する。
- 教育長 新しく建設する学校給食センターの名称は、西予市立宇和学校給食センターという名称を引き続き使うことを考えている。新しい給食センターは明浜、宇和、将来的には三瓶のエリアが対象になる中で、「宇和」という名称を使うことについて、様々なご意見がある。
- 給食センターの名称を決定する上で、県内の市町の状況を調査した結果、地名を使っているところが多い。地名を使っていない場合は、中央や東部等、市町の中での位置を示した名称を使っていたり、

地名や位置ではない名称を使っているものもある。

給食センターの名称について、委員の皆様の率直なご意見をいただきたい旨述べる。

平岡委員

地名を使わない場合、「西予（せいよ）西」や「西予（せいよ）東」ということが考えられるが、三瓶の給食センターがまだ存続している段階であるため、現段階で「西予（せいよ）西」という名称にするのは不適當であるように思える。最終的に三瓶地域も新たな給食センターで配食するようになった際に「西予（せいよ）西」というような名称を考えてみてもいいのではないかと旨述べる。

教育部長

新たに宇和に建設する学校給食センターは平成29年4月の供用開始になる。野村に建設予定の給食センターは平成30年9月に供用開始予定である。今回の宇和に建設する学校給食センターの名称については、今後、野村に建設する給食センターの名称も考慮して決定する必要がある。宇和に建設する給食センターが、立地場所で西予市立宇和学校給食センターとした場合に、野村に建設する給食センターの名称は、必然的に西予市立野村学校給食センターになると想定される。野村に建設する学校給食センターは城川地域も配食エリアとなることから、名称を西予市立野村学校給食センターとした場合に城川地域の方々がどう捉えられるかということも検討材料として、ご意見をいただきたい。

山本委員

明浜、野村、城川、三瓶地域の人はすべてにおいて宇和が中心になっているという意識があるということを知っている。宇和地域だけの給食ではないのに、なぜ「宇和」という名称なのかという意識を持った人が出てくる可能性はあるかと思う。立地場所で名称を決めるのは、理解を得ることが難しいのではないかと旨述べる。

上甲委員

宇和には現在、西予市立宇和学校給食センターという名称の給食センターがあるが、野村は新たに給食センターが建設されることになり、新たに名前が付くことになる。野村、城川地域には、野城（のしろ）という名称が定着している。山本委員が言われるように旧町の名称に関する心情的な批判が出てくるような気がする。立地場所ではなく、西や東というような名称の方が、市民全体に受け入れられやすいのではないかと旨述べる。

教育部長

西や東を使った施設名称として、西部衛生センターと東部衛生センターがという例がある。

平岡委員

西部、東部というように「部」をつけると地域というイメージが表に出てくるため、西や東の方がいい旨述べる。

- 教育長 市民に「西予（せいよ）西」とした場合どこにあるのか分かるかという問題もある。他の市町で立地場所の名称が付けられているのは、市民に分かりやすいということからではないかと思われる。そのため原案は、立地場所ということで考えているが、市民の中には合併前の旧町意識に結びつけて違和感を持つ向きがあるかもしれないとの旨述べる。
- 上甲委員 明浜の給食調理場を閉鎖して、明浜、宇和両地域の給食を新たに建設する給食センターで作り、そこから配食すること、また平成30年度には野村に給食センターを建設して、そこから野村、城川地域の学校へ配食されることを鑑みると、名称は「西予市立西予（せいよ）西学校給食センター」、「西予市立西予東学校給食センター」とすれば地域住民の理解が得られる。
- 名称を原案の「西予市立宇和学校給食センター」から「西予市立西予（せいよ）西学校給食センター」へ変更した案を修正動議として提出する旨述べる。
- 教育長 西予市教育委員会会議規則第7条に基づき、上甲委員から提出のあった、「西予市立西予（せいよ）西学校給食センター」とする修正動議と原案のどちらかの名称で採決したい旨述べる。
- 全委員 異議ない旨答える。
- 教育長 はじめに上甲委員より提出のあった名称を「西予市立西予（せいよ）西学校給食センター」とする修正動議に賛成の委員の挙手を求める。
- 賛成4名
- 次に、原案である「西予市立宇和学校給食センター」の名称に賛成の委員の挙手を求める。
- 賛成1名
- 採決の結果、名称は「西予市立西予（せいよ）西学校給食センター」で可決決定する旨宣する。
- 続いて、名称を除く原案について諮る。
- 平岡委員 第6条第2項について、改正前の条例は、「運営委員の定数は30人以内、各支部運営委員の定数は30人以内」となっていたが、改正後は「運営委員会及び各支部運営委員会の委員の定数は、30人以内」となっている。この表現だと運営委員会と各支部運営委員会合わせて30人以内と読み取ることもできる。例えば、30人以内の前に「それぞれ」を加えることによって、誤解が生じなくなる旨述べる。
- 教育部長 総務課行政係（法制執務担当）と協議をして対応したい旨答える。

教育長 このことについて、事務局に委ねることとしてよいかを問う。
 全委員 異議ない旨答える。
 教育長 第2条（名称及び位置）及び第6条（給食運営委員会等）第2項を除く部分についての原案について諮る。
 全委員 異議ない旨答える。
 教育長 第2条及び第6条第2項を除く部分については原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第67号 西予市教育委員会通学区域規則の一部を改正する規則制定について
 教育長 事務局の説明を求める。
 教育総務課長 西予市教育委員会通学区域規則の一部を改正する規則制定について説明する。
 教育長 原案について意見を求める。
 全委員 特になし。
 教育長 原案について諮る。
 全委員 異議ない旨答える。
 教育長 審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第68号 西予市学校事務の共同実施組織に関する規程の一部を改正する訓令制定について
 教育長 事務局の説明を求める。
 教育総務課長 西予市学校事務の共同実施組織に関する規程の一部を改正する訓令制定について説明する。
 教育長 原案について意見を求める。
 全委員 特になし。
 教育長 原案について諮る。
 全委員 異議ない旨答える。
 教育長 審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。

5 協議・報告事項

教育長 西予市民図書館（中央館）建設について報告を求める。
 生涯学習課長 西予市民図書館（中央館）整備について、11月開催予定の市議会臨時会に西予市民図書館を含む複合施設建設に伴う、土地の造成、施設の建設に向けた設計費用等に関する補正予算の上程を予定している旨報告する。
 教育部長 竣工は、平成31年2月を予定している。平成28年度、29年度に基本設計・実施設計まで行い、平成30年度建築に着手する計画である。
 また、新たな図書館は、コミュニティ機能を併せ持つ社会教育複

合施設としての整備を予定している。こういったコミュニティ機能を持たせるかについては、基本設計の段階で関係者、市民の声を反映しながら検討していくこととしている旨報告する。

上甲委員 宇和中学校の南門側の道路が新施設への進入路となると、道が狭いため危ない旨述べる。

教育部長 宇和中学校の南門側道路を通過して出入りすることはない旨答える。

教育長 城川小学校開校に伴う児童・保護者・教員へのアンケート集計結果について報告を求める。

教育総務課長 城川小学校開校に伴う児童・保護者・教員へのアンケート集計結果について報告する。

教育長 報告について意見を求める。

全委員 特になし。

教育長 宇和地域における西予市小学校再編計画地域住民説明会の開催について報告を求める。

教育総務課長 宇和地域における西予市小学校再編計画地域住民説明会の開催について報告する。

教育長 報告について意見を求める。

全委員 特になし。

教育長 西予市子ども教育振興基金事業について報告を求める。

教育総務課長補佐 西予市子ども教育振興基金事業について報告する。

教育長 報告について意見を求める。

上甲委員 生徒防災教育体験事業について、大変良い事業だと思うが夏休み期間中は松本市との交流や海外派遣事業、合唱コンクール等の行事が多く、引率教員を選定するのに苦勞すると思う。これらを考慮して事業の実施時期を決めてほしい旨述べる。

学校教育課長 学校や事業実施主体の危機管理課と協議して事業の実施時期を決定する旨答える。

6 その他

教育長 その他の件について意見及び報告を求める。

全委員 特になし。

事務局 特になし。

7 閉会

教育長 午後4時00分閉会を宣する。

議事録署名

以上、平成 28 年第 10 回西予市教育委員会定例会の顛末を記録して相違ないことを証明する。

平成 28 年 11 月 28 日

教育長

保木 俊司

教育委員

平岡 長治

教育委員

上甲 和博

教育委員

山本 恵子

教育委員

樋口 美和

